

盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合の今後の方向性について

平成29年2月13日

都市整備部

1 趣旨

盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合（以下「事業等組合」という。）について、事業の効率化を図るため、今般、解散に向けた検討を進めていくものである。

2 事業等組合の沿革

昭和44年7月に北東北の流通拠点として岩手県土地開発公社により岩手流通センターが造営された。事業等組合は、盛岡市と矢巾町にまたがる岩手流通センターの区域内における施設の維持管理事務等を市及び町が共同処理する一部事務組合であり、昭和49年7月以降、同公社から移管を受けた熱供給施設、上水道施設及び下水道施設を、昭和54年10月以降は、これらに加えて緑地及び道路の維持管理（道路については除雪及び清掃のみ。）を一体的に行ってきた。このうち、熱供給施設については平成4年4月に廃止しており、汚水処理を行ってきた岩手流通センター終末処理場については平成14年4月の区域内汚水管の北上川上流流域下水道への接続により廃止して現在に至っている。

（※設立当時は、矢巾町、都南村都市計画事業等組合。平成4年4月1日から盛岡市・矢巾町都市計画事業等組合となる。）

3 方向性について

岩手流通センターの造営から48年が経過し、引き続き維持管理を行う管路施設等の老朽化に伴い維持管理費の増加が想定される。このことから事業等組合を解散し、構成市町が施設を直接所管することとし、それぞれの既存施設と一体的に維持管理することにより事業の効率化を図ろうとするものである。

今後、事業等組合から管理を引継ぐこととなる上水道、下水道等の財産については管理区分についての協議を矢巾町と行っていくとともに、処分する財産の整理及び評価を行う。併せて解散の届出先となる岩手県との協議を重ねていく。

4 今後のスケジュール

平成29年2月13日 全員協議会

平成29年4月から 承継財産又は処分財産の確認、評価、承継先、分配率等の協議

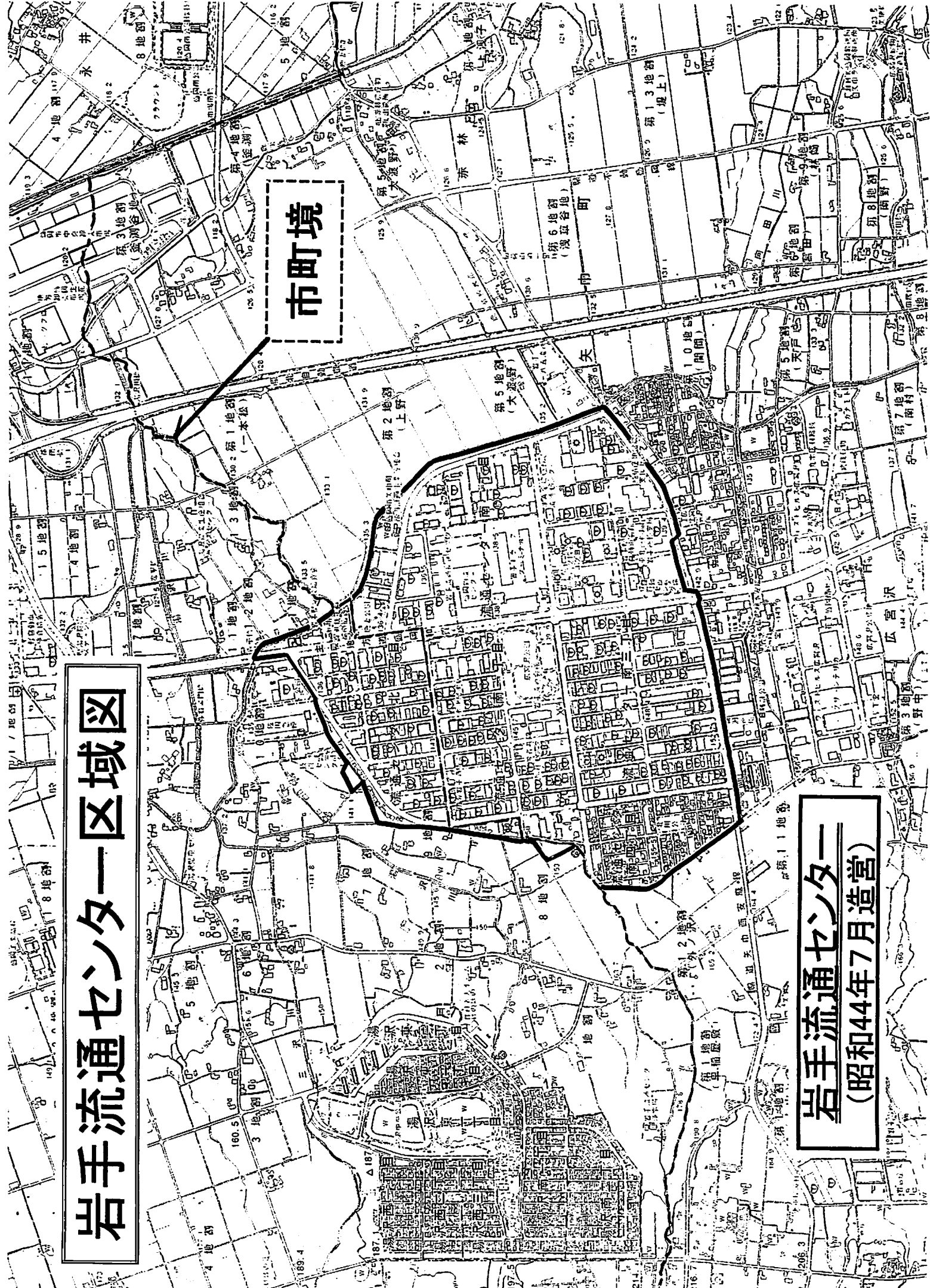
平成30年6月頃 組合議会（財産処分に関する承認）

平成30年12月 市議会定例会（解散の協議及び解散に伴う財産処分の協議についての議決）

平成31年1月 県知事へ解散の届出、規約廃止議決の報告

平成31年3月31日 解散

# 岩手流通センター区域図



市町境

岩手流通センター  
(昭和44年7月造営)